

第 号

令和 年 月 日

殿

税務署長

印

酒 類

酒 母

も ろ み

製 造 業

の 事 業 譲 渡 適 格 通 知 書

販売（代理・媒介）業

令和 年 月 日付で申告のあった 番 の

酒 類

酒 母

も ろ み

製 造 業

販売（代理・媒介）業

の事業譲渡については、酒税法第19条第2項の規定の適用により、事業の譲渡を行った日である令和 年 月

日付で譲渡者が受けていた

酒 類

酒 母

も ろ み

の

製 造

販売（代理・媒介）業

免許を受けたものとみなされましたので

通知します。

記載要領

製造免許については、標題及び本文中「酒 類  
酒 母 とある箇所は、免許の区分に応じて、「清酒」、  
も ろ み」  
「ウイスキー」等と記載する。